

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会

学校給食費の取扱いについて

学校給食の実施にあたりまして、平素からご協力いただきありがとうございます。
令和 5 年度からの学校給食費の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 学校給食費について

児童生徒の学校給食費については、全員全額無償とする学校給食費の無償化を令和 5 年度から本格実施します。

なお、生活保護、就学援助受給者は令和 4 年度同様、引き続き全額無償化措置の対象とせず、それぞれの制度により学校給食費が支給されます。

また、食材費である学校給食費について、昨今の物価高騰に対応するため、1 食あたり 15 円増の改定を行います。

2 学校給食費について

区分	1 食あたり単価 (値上げ額)
小学校及び義務教育学校の第 1 学年及び第 2 学年の児童	2 6 2 円 (1 5 円)
小学校及び義務教育学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	2 6 5 円 (1 5 円)
小学校及び義務教育学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	2 6 8 円 (1 5 円)
中学校の生徒並びに義務教育学校の第 7 学年、第 8 学年及び第 9 学年の生徒	3 3 5 円 (1 5 円)